

農業機械作業による耕作放棄地解消支援活動

耕作放棄地は農業従事者の高齢化や後継者不足等により中山間地域のみならず、平坦地域においても増加傾向にあり、食料供給能力の確保、景観の保全等の公益的・多面的機能の点からも問題になっています。

そこで、ＪＡにっただみどりでは、耕作放棄地解消および耕作放棄地を増加させないための保全管理を含めて行政と協力して農業機械による、除草作業を行っております。



不耕地・休耕地の除草作業利用料金

10aあたり（単位：円）

種別	金 額	摘 要 項 目
1	8,800円 (税抜価格 8,000円)	草丈が1メートル未満のもの
2	13,200円 (税抜価格 12,000円)	草丈が1メートル以上2メートル未満のもの
3	22,000円 (税抜価格 20,000円)	草丈が2メートル以上もの
4	19,800円 (税抜価格 18,000円)	年間契約 年3回実施（作業予定月：5月・8月・11月） ※途中解約の場合は、通常料金と致します。（1回 8,800円/10a） ※場合によって水田（湿田）は契約できません。

○ヨシ等の繁茂する作業困難な圃場は、引き受けが出来ない場合もあります。

○圃場毎の面積8a未満については、一律10a単価の80%の料金とする。

○1圃場30a以上の作業は、1割引とする。（合計面積30aの場合は、これに該当しない）

○作業中の廃棄物、金属類による機械の破損については依頼者が実費負担。

○作業機運搬移動費（1回）片道 8キロ以上 5,500円（税抜価格 5,000円）

○管内以外の圃場について 作業機運搬移動費を徴収する場合がある。

（各営農センター拠点）

お問い合わせ先

新田営農センター営農課 T e l 0276-57-2111

新里営農センター営農課 T e l 0277-74-5621

笠懸営農課（ＪＡグリーン内） T e l 0277-30-8900